改正個人情報保護法と
民間の自主的取組の促進

令和３年２月25日

個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

目次

Ⅰ．改正個人情報保護法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

1.改正法の概要

2.改正法の内容

3.今後の想定スケジュール

Ⅱ．民間の自主的取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21

1.ガイドライン（認定個人情報保護団体編）の策定

2.PIAと個人データの取扱いに関する責任者設置の推奨

Ⅰ．改正個人情報保護法

- 法律名：
  個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）
- 閣議決定、国会提出日：　令和２年３月10日
- 可決成立日：　令和２年６月５日
- 公布日：　令和２年６月12日
- 施行日：　公布の日から２年以内

全面施行：	令和４年４月１日予定
オプトアウト規定に係る経過措置：	令和３年10月１日予定
法定刑引上げ：	令和２年12月12日

1.改正法の概要

1．個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できる**ようにする。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。
- ６ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2．事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等

- **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3．事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野（部門）を対象とする。

4．データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5．ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**(法人重科)。

6．法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

（参考）政令・規則案の概要

（令和３年１月25日まで意見募集を実施）

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	• **報告対象**：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする • **委員会への報告**：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	• **加工基準**：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等 の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	• **提供元における本人同意の確認方法**：提供先から申告を受ける方法等とする • **提供元における記録義務**：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則３年の保存を求める
越境移転	• 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める • 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	• **同意取得時に本人に提供すべき情報**：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める • **移転元が講ずべき「必要な措置」**：①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	― （制度改正大綱に記載）	• **公表事項**：安全管理のために講じた措置を追加 （ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）

※　その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

（１）利用停止･消去等の個人の請求権

● **利用停止･消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。

現　行	改正後
● 利用停止･消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定（§30①） ● 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定（§30③）	現行の場合に加えて、 ① 利用する必要がなくなった場合 ② 重大な漏えい等が発生した場合 ③ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合 にも**拡充**（§30⑤）

本人

現行の利用停止･消去等の請求（§30①③）

（現行の要件に加えて、）
改正後の要件による利用停止･消去等の請求（§30⑤）

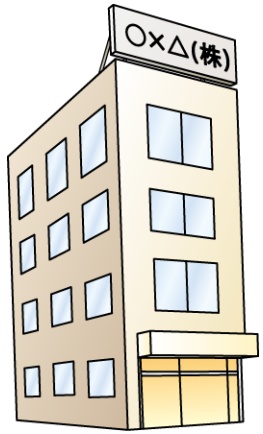

個人情報取扱事業者

（１）利用停止・消去等の個人の請求権

？「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がある場合とは、どのような場合ですか？

例えば、下記のような場合をいいます。

① 事業者が取り扱う個人データの漏えいが発生した場合に、適切な再発防止措置がとられていないため、本人を識別する保有個人データについても漏えいするおそれがある場合。

② 事業者が本人に対するダイレクトメールを送付した場合に、平穏な生活を害されたくないことを理由として、本人が送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、本人の意思に反して、事業者がダイレクトメールを繰り返し送付している場合。

？料金の請求などに必要な個人情報であっても、必ず消去に応じなければいけないのですか？

消費者が料金の支払いを不当に免れる目的で消去等の請求を行うことは、「権利又は正当な利益が害されるおそれ」の要件を満たさないため、消去に応じる必要はありません。
また、請求要件を満たす場合でも、「権利利益の侵害を防止するために必要な限度」で応じればよく、利用停止で足りる場合は消去は不要です。

？消去に応じることが困難な場合は、代替措置をとることが許されますか？

消去等に応じることが、多額の費用を要する場合等、困難な場合は代替措置をとることも許容されています。
例えば、他の法令で保存期間が定められている個人情報については、法定期間満了後速やかに消去することを約すること等が代替措置として考えられます。

（２）漏えい等報告の義務化

●漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

現　行	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう**努める**（委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化**する（§22-２）

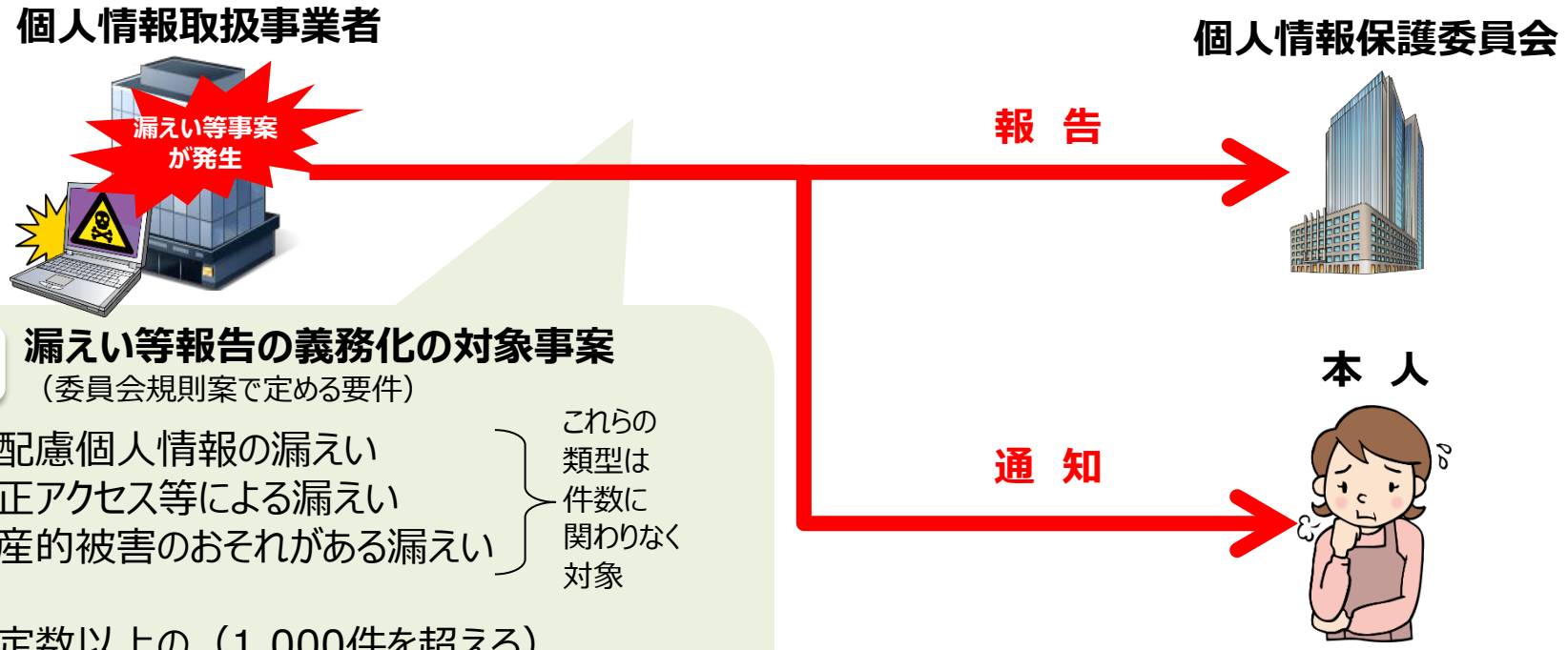

漏えい等報告の義務化の対象事案
（委員会規則案で定める要件）

- 要配慮個人情報の漏えい
- 不正アクセス等による漏えい
- 財産的被害のおそれがある漏えい

（これらの類型は件数に関わりなく対象）

- 一定数以上の（1,000件を超える）大規模な漏えい

（２）漏えい等報告の義務化

？ 漏えい等報告について、報告の期限はありますか？

委員会規則案において、**速報と確報の二段階**で定めることとしております。

	時間的制限	報告内容
速報	速やかに （明確な時間的制限を設けない）	事案の概要等に限定
確報	必要な時間的猶予を考慮した上で 原則として30日以内（不正アクセス等の場合は60日）	原因や再発防止策を含む

？ 本人への通知はどのような事案で行う必要がありますか？

漏えい等報告の義務化されている事案では、本人に対する通知を行う必要があります。

ただし、本人への通知が困難である場合には、代替措置を講じれば、不要となります。

	考えられる具体例
通知が困難	● 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない ● 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡ができない
代替措置	● 事案の概要の公表 ● 問い合わせ窓口を用意して本人が対象となっているか確認できるようにする

（３）仮名加工情報の創設

新設

● イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

現　行	改正後
• 「個人情報」に該当するものは **一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象** 　• 利用目的の制限 　• 利用目的の通知・公表 　• 安全管理措置 　• 第三者提供の制限 　• 開示・利用停止等の請求対応　等 ※　個人データ、保有個人データに係る規律を含む	• 「仮名加工情報」として加工すれば、 個人情報に該当しても、**以下の義務は適用除外** ①　利用目的の変更の制限（§15②） ⇒ **新たな目的で利用可能** ※　本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件（§35-２⑥～⑧） ②　漏えい等の報告等（§22-２） ③　開示・利用停止等の請求対応（§27～§34） • **作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能** ※（仮名加工情報ではない）通常の個人データとして取り扱う限り、当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で第三者への提供が可能

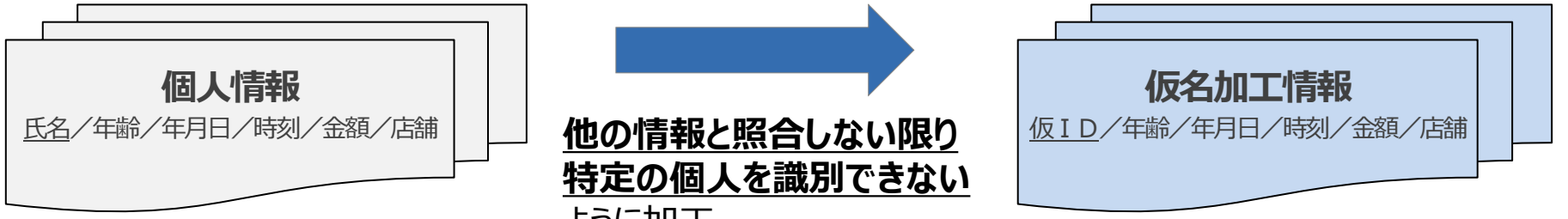

（参考）仮名加工情報の加工基準（イメージ）

● 仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、**次の措置を講ずることを求める**。

※本ページ記載の加工基準（イメージ）は、委員会規則案に定めるものであり、意見公募等の状況により変わり得ます。

① **特定の個人を識別することができる記述等（例:氏名）の全部又は一部を削除**（置換を含む。以下同じ。）すること

② **個人識別符号の全部を削除**すること

③ **不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等（例：クレジットカード番号）を削除**すること

※ ガイドラインにおいて、仮名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて示す予定。

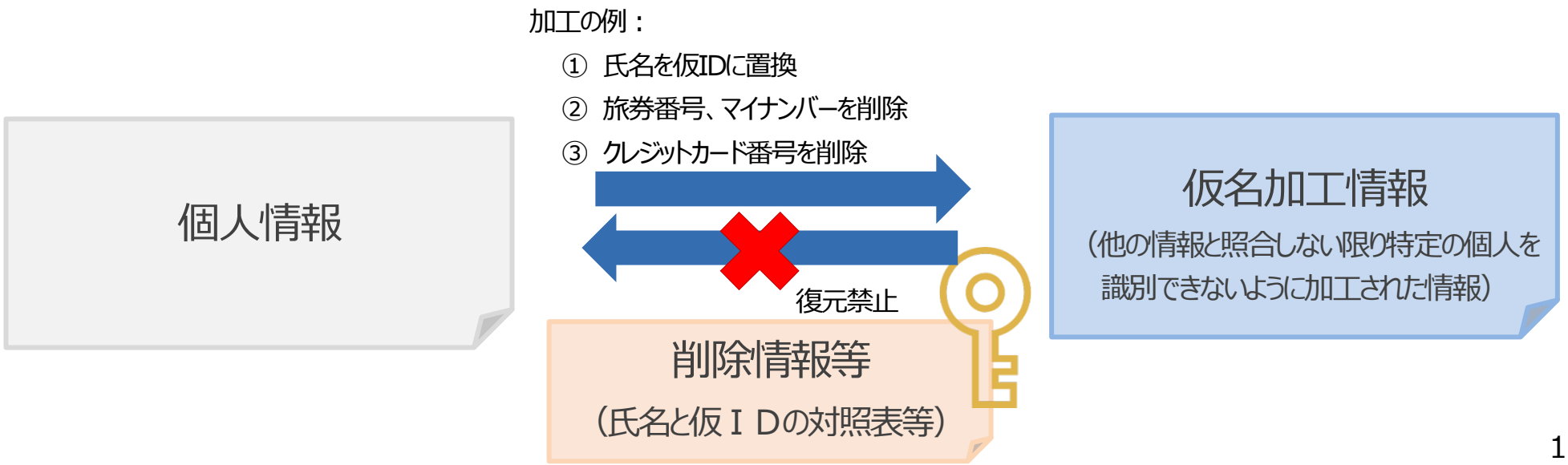

（参考）仮名加工情報のメリット・利活用の例

- 仮名加工情報については、**開示・利用停止等の請求の対象とならない**。
- 仮名加工情報とすることで、当初の利用目的としては特定されていなかった**新たな目的での分析が可能**。
  - ただし、**本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することを必要としない目的であることが条件**。
  - 委託や共同利用も可能。

想定される事例

1. **当初の利用目的には該当しない目的**や、該当するか**判断が難しい新たな目的**での内部分析
   ① 医療・製薬分野等における研究
   ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習　等

2. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、**仮名加工情報として加工した上で保管**

（参考）個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比（イメージ）

	個人情報※1	仮名加工情報※2	匿名加工情報※2
適正な加工 **（必要な加工のレベル）**	－	・他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない ・対照表と**照合すれば本人が分かる程度まで加工**	・特定の個人を識別することができず、復元することができない ・**本人か一切分からない程度まで加工**
利用目的の制限等 （利用目的の特定、制限、通知・公表等）	○	○ ・**利用目的の変更は可能** ・本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件	× （規制なし）
利用する必要がなくなったときの消去	○ （努力義務）	○ （努力義務）	× （規制なし）
安全管理措置	○	○	○ （努力義務）
漏えい等報告等	○ （改正法で義務化）	× （対象外）	× （対象外）
第三者提供時の同意取得	○	－ （原則第三者提供禁止）	× （同意不要）
開示・利用停止等の請求対応	○	× （対象外）	× （対象外）
識別行為の禁止	－	○	○

※１：個人データ、保有個人データに係る規定を含む。　※２：仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

（参考）仮名加工情報についてのご質問

？

「当社は、商品開発のために、外部業者より医療データを受領している。「医療データ」とは、医薬品の利用状況、診療行為状況、レセプト（医療ポイント）情報などの一覧データから、個人情報を削除し業者任意のID番号を付与したデータである。外部業者ではIDによる個人データとの照合は可能と思われるが、当社では個人の特定はできない。この場合、提供元の外部業者にとっては、「仮名加工情報」に該当すると思われる。他方、当社にとっては、照合も個人の特定もできないため、「個人データ」「匿名加工情報」「仮名加工情報」のいずれにも該当せず、当社の本データの取扱いに対し個人情報上の規制は課せられないと考えてよいか。」

（ポイント1）
個人情報を加工した結果、外形上仮名加工情報の定義に該当する状態になった場合、仮名加工情報取扱事業者として仮名加工情報の取扱いに係る義務が課されることになるのか。

（ポイント2）
個人情報に該当しない仮名加工情報とは、どのようなものか。

（４）個人関連情報の第三者提供規制

新設

- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。（§26-２）

A社

- **A社では、誰の個人データか分からない**

B社において個人データとなることが想定される場合は原則本人の同意が必要

個人関連情報

ID等	購買履歴
1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

B社

- **B社は、A社とID等を共有。**
- **B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。**

個人データ

氏名	年齢	ID等
山田一子	55歳	1
佐藤二郎	37歳	2
鈴木三郎	48歳	3
高橋四郎	33歳	4

個人データ

氏名	年齢	ID等	購買履歴
山田一子	55歳	1	ミルクティー、おにぎり、アンパン･･･
佐藤二郎	37歳	2	紅茶、サンドイッチ、アイス･･･
鈴木三郎	48歳	3	スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶･･･
高橋四郎	33歳	4	時刻表、デジカメ、書籍･･･

A社から提供されたデータをID等を使って自社内の個人データと結合

（４）個人関連情報の第三者提供規制

？ 個人関連情報とはどのようなものをいいますか？

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。

例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等が含まれ得ます。

？ 「個人データとなることが想定される」場合とはどのような場合をいいますか？

	考えられる具体例
現に想定している場合	● 第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている
通常想定できる場合	● 個人関連情報を提供する際、提供先において当該個人関連情報を氏名等と紐付けることができる固有ＩＤ等を併せて提供する

？ 個人関連情報を提供する事業者としては、どのような点に留意する必要がありますか？

以下のような点に留意する必要があります。

- 「個人データとなることが想定される」場合に該当しないか検討する
- 該当する場合であれば、本人同意が取得できていることを確認した上で、個人関連情報を提供する

（４）個人関連情報の第三者提供規制

？ 今回の規制は、クッキーの取扱いを規制するものですか？

個人関連情報には、クッキーの取扱いも含まれ得ますが、個人関連情報の第三者提供時における本人同意の確認義務は、提供先で個人データとなることが想定される場合のみで、クッキー全てを規制対象とするものではありません。

？ クッキー等を第三者提供する際に、提供先において個人データになるか否かの調査義務を課すものですか？

今回の規制では、第三者によって個人データとして取得されることが、通常想定できる場面に確認義務を課しています。

これは、当該第三者との取引環境等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準として判断します。

したがって、提供先において個人データとして取得される可能性が高くない場合を含めて調査義務を課すものではありません。

？ 今回の規制において、「同意」は、だれがどのように取得すればよいのでしょうか？

本人の同意については、基本的には、提供先事業者によって取得されることを想定しています。

同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄へのチェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するのみでなく、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。

具体的な同意の取得方法等については、今後、ガイドライン等でお示しする予定です。

（５）越境移転に係る情報提供の充実

●外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

現　行	改正後
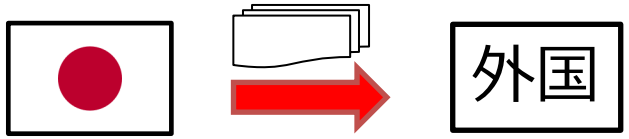 外国にある第三者に個人データを提供できる要件 本人の同意 基準に適合する体制を整備した事業者 我が国と同等の水準国（ＥＵ、英国）	各要件に基づく移転時、それぞれ以下を義務付け 同意取得時に、移転先国の名称、移転先国における個人情報の保護に関する制度の有無等について本人に情報提供（§24②） 移転先事業者の取扱い状況の定期的な確認＋本人の求めに応じて関連情報を提供（§24③）

※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

（５）越境移転に係る情報提供の充実

？「移転先国における個人情報の保護に関する制度」について、どの程度詳細な情報の提供が求められますか？

「移転先国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではなく、あくまで本人の予見可能性を高める趣旨から、**我が国の個人情報保護法との本質的な差異等、必要最低限の内容・粒度を想定しています**（※）。適切な内容・粒度については、ガイドライン等でお示しする予定です。

※例：

・「我が国の個人情報保護法と同様の法令が存在するが、○○に関する義務が存在しない点で大きく異なる」

・「APEC 越境プライバシールール（CBPR）加盟国であり、我が国とほとんど同様の個人情報保護法制が存在する」

・「個人情報保護法制が存在するものの、政府による個人データのアクセスについて、特段の制限がみられない」　等

また、提供先の第三者に照会して得られた情報を本人に提供することも可能です。

？一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になりますか？

本人に提供する情報については、**一般的な注意力をもって確認すればよい**ものとする予定です。

（５）越境移転に係る情報提供の充実

？ 個人情報保護委員会が「外国の個人情報の保護に関する制度」について情報を公表すべきでないですか？

個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような**一定の情報をとりまとめ、公表**する予定です。

？ 本人への情報提供について、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトに情報を掲載することは認められますか？

例えば、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトにおいて、法第24条第１項に規定する外国にある第三者への提供を認める旨の**本人の同意を得ようとする際に、「本人に参考となるべき情報」を画面上に表示することは、**本人への情報提供の手段として**許容される**ものと考えられます。

？ 移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合はどうすれば良いですか？

移転先の国が特定できる場合には、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則として**その旨及びその理由を本人に情報提供すれば足りるものとする**予定です。

3．今後の想定スケジュール（見込み）

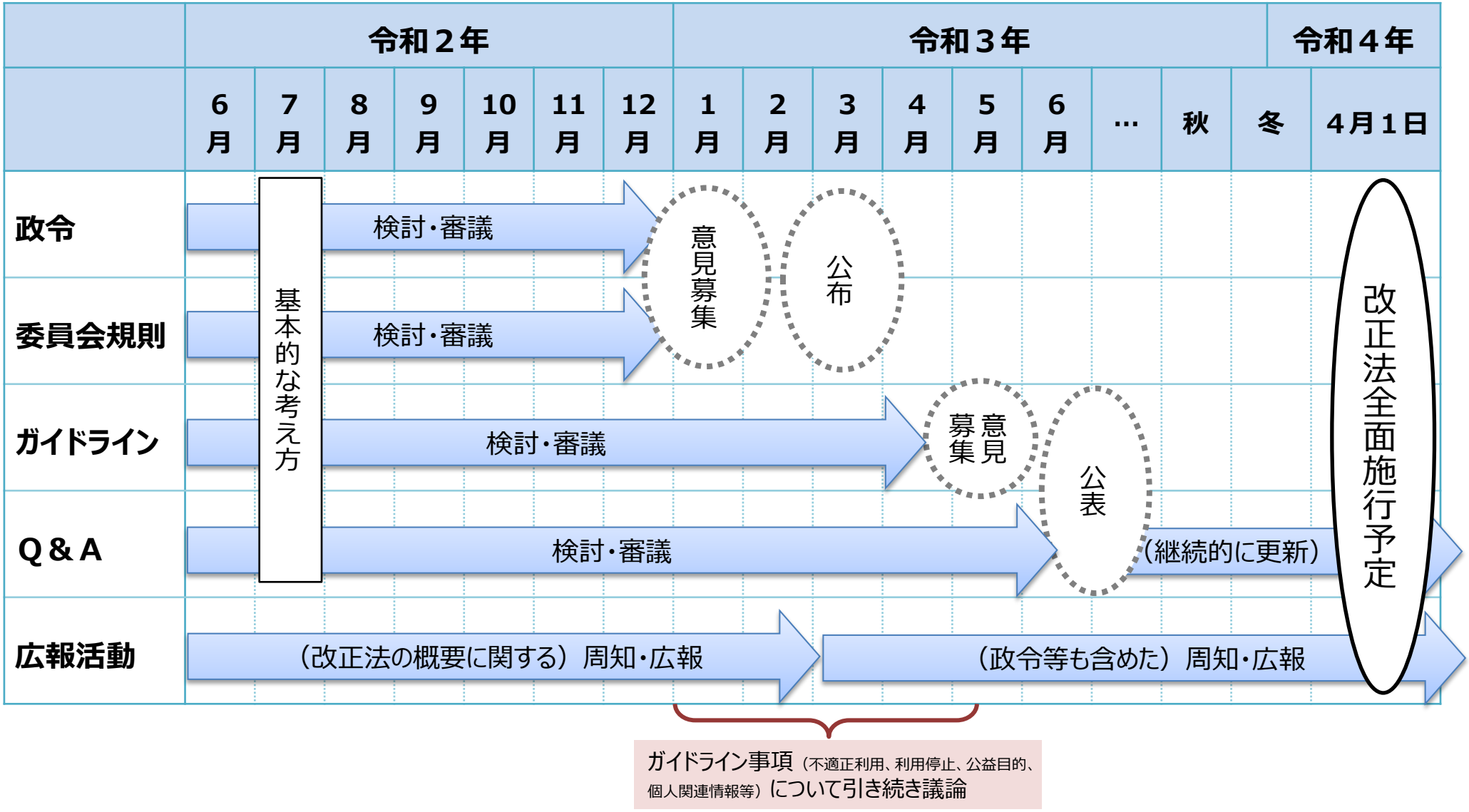

※このほか、個人情報の保護に関する基本方針、認定個人情報保護団体の認定等に関する指針等についての改正も予定。

※上記の表は、第144回個人情報保護委員会（令和２年６月15日）資料１の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、検討状況等を踏まえて修正したものであり、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況によって変わり得る。

Ⅱ．民間の自主的取組の促進

（１）認定個人情報保護団体制度の意義

個人情報保護法 制定前	個人情報保護法 制定後
業界団体等による自主ルール策定	民間団体による自主的取組の尊重 （認定個人情報保護団体制度（以下「認定団体」）
自主ルール等	**法** あらゆる分野を対象にした 必要最低限度の規律 **自主ルール等** 各分野の実態に即した より高い水準の取組 （業務の信頼性の確保）

（２）認定団体制度の現状

	背景
認定団体制度の重要性の増大	「技術やサービスの内容の複雑化・多様化、市場の態様の急激な変化の常態化 ⇒　行政機関と民間が有する情報量や専門性等に格差 ⇒　民間団体による自主ルールの策定・運用、積極的な構成員等に対する指導等の必要性が増大
認定団体間の目的等に関する認識の差の解消の必要性	平成27年改正法前は、主務大臣による団体の認定・監督 ⇒　同改正法により、委員会に一元化され、横断的に団体の認定・監督 ⇒　所管ごとに認定団体の目的や機能に関する認識に差
認定を受けようとする団体への認定団体の在り方等の周知の必要性	今後、改めて裾野の広い分野で様々な団体が認定を受けようとする見込み
法改正による認定団体制度の拡充に関して消費者側に向けた周知の必要性	今般の法改正により、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できることとなる ⇒　既存の制度との混同等がないよう、苦情を申し出る主体でもある消費者側が制度を認識できるようにする必要

- 認定団体の基本的な役割等は、法第７条第１項に基づき策定される「個人情報の保護に関する基本方針」に記載。
- しかし、認定団体に期待される具体的な業務や活動の指針等を示したガイドラインは存在しない。

（３）認定団体の望ましい取組の方向性等の提示

- 認定団体を対象とした個別のガイドラインを策定し、認定団体に求められる役割や具体的な業務等を提示。
- 事業者に広く適用される通則編とは別に、認定団体編として新たに策定。

ガイドライン（認定団体編）の主な記載項目のイメージ

- 認定団体制度の目的や意義
- 認定団体の業務（漏えい等事案に対する関与の在り方含む）
- 個人情報保護指針
- その他関係法令の解説　　等

（３）認定団体の望ましい取組の方向性等の提示

１．苦情の処理（法第47条第１項第１号、法第52条関係）

２．対象事業者に対する情報の提供（法第47条第１項第１号、法第52条関係）

- 法令や自主ルールの内容等について、会報の制作・配布やセミナーの開催などを通じた情報提供。
- 苦情が多いケースなどについて、対象事業者に対して情報提供等。
- 漏えい等事案の傾向や求められる対策について、対象事業者に対して情報提供等。
- 上記の苦情や漏えい等事案などの情報について、個人情報保護委員会にも共有、相互に連携。

３．その他適正な取扱いの確保に関し必要な業務（法第47条第１項第３号関係）

- 例えば、本人への透明性確保、説明責任を果たしていくための自主ルールを踏まえた積極的な指導等。
- 対象事業者の従業員に対する研修、調査研究などの業務。
- ＰＩＡ（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）（※）を含むプライバシー・バイ・デザインの実施の推奨。
- 個人データの取扱いに関する責任者の設置を含む組織体制の整備などの推奨。

（※）認定団体として、PIAの自主ルール（業界の特性を踏まえた実施の閾値や評価項目、第三者評価の在り方等）を定めた上で、当該自主ルールに沿った実施を対象事業者に求めていくといった取組も望ましい。

３．その他適正な取扱いの確保に関し必要な業務＜続き＞（法第47条第１項第３号関係）

（漏えい等事案に対する関与の在り方）

- 対象事業者の漏えい等の事案を把握しておくことは、円滑な認定業務の遂行に資する。

⇒法令上の義務である委員会等への報告に加えて、自主的取組の一環として、対象事業者から事案の情報を受け付けることは有効。

＝委員会への報告義務化の対象となる事案以外のものを含め、認定団体が報告を受け付ける体制を確立し、対象事業者による当該事案への対応、再発防止のための措置や本人通知・公表等に対する実効的な指導・助言等を行うことが望ましい。

４．個人情報保護指針（法第53条関係）

- 法令の内容のみならず、事業分野等の実態に応じた自主ルールとして（※）、細目や事例を盛り込むことが望ましい。

（※）例えば、当該事業分野における個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの）なども含めた適切な取扱いを促進するための各種の取組を自主的に実施することは、認定団体制度の趣旨を適切に踏まえた取組と考えられる。

（参考）認定個人情報保護団体制度の充実（改正個人情報保護法）

● 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**

現　行	改正後
団体を認定し、自主ルールに基づく**企業単位での個人情報全般（企業の全ての分野（部門）が対象）**の適正な取扱いを促す（§47①）	現行制度に加え、**企業の特定分野(部門)を対象**とする団体を認定できるようにする（§47②）

○○業協会（金融系）

A銀行（全ての部門）
B証券（全ての部門）
C金融（全ての部門）
…

××業協会（通信系）

X会社（全ての部門）
Y産業（全ての部門）
Z興業（全ての部門）
…

現行、例えば、認定団体は対象となる企業の**全ての分野の苦情**に対応する必要。

○×協会

A銀行　（広報部門）
X会社　（広報部門）
K電気　（広報部門）
N百貨店（広報部門）
…

特定分野での認定を受けることにより、**分野ごとのより高い水準の個人情報保護の推進**に資する。

2．PIAと個人データの取扱いに関する責任者設置の推奨

- 個人情報保護法には、認定個人情報保護団体制度を含め、**民間事業者の自主的な対応を尊重する制度設計**が織り込まれている。
- **制度改正大綱**では、特に、デジタル技術を活用した新たな利用分野では個人情報保護に関する問題が発生しやすいが、このような分野ではビジネスモデルの変革や技術革新等も著しいことが多いことから、
  - ➢ **法の規定を補完する形で**、**民間主導で自主ルールが策定、運用されることは望ましく、これらの取組を更に促進していく必要**があり、
  - ➢ 具体的には、**PIA**（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）の取組、**個人データの取扱いに関する責任者の設置**などについて、その取組を促進していくことが考えられる、

としている。

○ PIAについて

- ➢ 個人情報の収集を伴う情報システムの導入や改修にあたり、**プライバシーへの影響を事前に評価**し、**問題回避・緩和のための**運用的・技術的な変更を促す**一連のプロセス**。
- ➢ PIAは、欧米において先行して実施されており、**EUのGDPR**では、PIAに相当する**DPIA**（Data protection impact assessment）を規定。
- ➢ 我が国においては、**公的部門**において、**特定個人情報保護影響評価の実施が法定**されている他、**民間**において、自社の基準に基づいて**自主的にPIAを実施する事業者が増加**。
- ➢ **国際規格（ISO／IEC 29134：2017）のJISX9251の発行（2021年1月20日）。**

○ 個人データの取扱いに関する責任者について

- ➢ 海外では、**OECDガイドライン**や**EUのGDPR**において**DPO**（Data Protection Officer）についての規定が存在。
- ➢ 我が国では、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」において、データ管理体制の整備及び向上の観点から、**個人情報保護管理者等の責任者及び権限について規定**。

（参考）認定個人情報保護団体シンポジウムの開催について

	認定個人情報保護団体シンポジウム概要
日時	令和３年３月16日（火）　13:30～15:45
開催場所	オンライン開催
内容	I.　丹野委員長ご挨拶 II.　基調講演「認定個人情報保護団体制度と民間自主的取組みへの期待」（委員会事務局参事官・片岡） III.　特別講演「個人情報に関わる共同規制の国際動向」（東洋大・生貝准教授） IV.　特別対談「個人情報の保護と利用について事業者が考えるべきこと」 （松尾綜合法律事務所・菊間弁護士、委員会事務局参事官・片岡） V.　パネルディスカッション「認定個人情報保護団体における自主的取組みー自主ルールとＰＩＡへの取組みを中心に」 （ＪＩＰＤＥＣ・坂下常務理事、遺伝情報取扱協会・有地委員、日立コンサルティング・美馬ディレクター、 委員会事務局企画官・矢田）
申し込み	専用Webサイトよりお申し込み https://nintei2103.ppc.go.jp